





算規則第十条の規定に基いて支出いたしました業務量の増加等に伴い必要な経費五億四千万円であります。

以上、昭和二十六年度一般会計予備費使用統計書(その2)外五件の承諾を求める件の概要を御説明申し上げました。

本件は、去る六月二十七日本委員会に付託となり、七月六日政府当局よりその説明を聴取し審査いたしたのであります。が、七月八日右六件に対しいずれも承諾を与えるべきものと認決いたした次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)  
○議長(堤康次郎君) 六件を一括して採決いたします。六件は委員長報告の通り承諾するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて六件とも委員長報告の通り決しました。

第二 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
第三 保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

省設置法の一部を改正する法律案、日程第三、保安庁法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。委員会理事上林興市郎君。

### 外務省設置法の一部を改正する法律

法律

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のよう

に改正する。

日次中「第一節 内部部局(第五

条 第十三条)を「第一節 内部部

局第五条 第十四条)に、「第二節

附屬機関(第十四条 第十六条)を

「第二節 附屬機関(第十五条)第

十九条)に改め、第三節及び第三章

を削り、「第四章 在外公館(第二十

二条 第二十八条)を「第三章 在

外公館(第二十条 第二十六条)に、

「第五章 職員(第二十九条 第三十

条)を「第四章 職員(第二十七条・

第二十八条)に改める。」

第九条第四号を削る。

第十二条を「第十四条 第二十九

条とし、第十五条を第十六

条とし、第十六条を第十九条とし、第一節中第十三条の次に次の二

条を加える。

〔海外移住局の事務〕

第十四条 海外移住局においては、左の事務をつかさどる。

人を「十二万三千五百五十一人」に、

「七千五百九十八人」を「一万三百三

十人」に改める。

### 一 海外渡航及び移住に関すること。

二 旅券の発給及び査証に関すること。

三 旅券の発給及び査証に関すること。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔上林興市郎君登壇〕

○上林興市郎君 ただいま議題となりました兩案について、内閣委員会におり上げる。

〔第二十九条までそれぞれ二条ずつ繰り上げる。〕

〔第五章 職員〕を「第四章 職員」に改める。

〔第二十九条を第二十七条とし、第

三十条を第二十八条とする。〕

〔附則第三項中「第二十二条」を第

二十条〕に改める。

〔第二十九条を第二十七条とし、第

三十条を第二十八条とする。〕

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

〔附則〕

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

〔附則〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律

保安庁法(昭和二十七年法律第二

百六十五号)の一部を次のように改

正する。

第七条中「十一万九千九百四十七

人」を「十二万三千五百五十一人」に、

「七千五百九十八人」を「一万三百三

十人」に改める。

〔海外移住局の事務〕

第十四条 海外移住局においては、左の事務をつかさどる。

人を「十二万三千五百五十一人」に、

「七千五百九十八人」を「一万三百三

十人」に改める。

の充実及び部隊、学校その他の施設の拡充によるものであります。また、保

安官並びに警備官以外の職員につきま

しては、保安研修所及び保安大学校に

おける教育訓練の開始、技術研究所の研究調査の充実、その他調達、設営等の業務遂行の円滑を期するための措置であります。

両案は、六月十五日及び二十二日

それも、本委員会に付託され、政府の

議論を聞き、質疑を行いましたが、そ

の詳細は会議録により御承知を願うこ

ととし、外務省設置法の一部を改正す

る法律案については、七月九日討論に

にかんがみ、從来外務省歐米局の所管

事務の一つであつた移民事務を内閣か

つ一元的に處理するため、同省の内部

部局として海外移住局を設けようとす

るものであります。

次に、保安庁法の一部を改正する法律

案について申し上げます。保安庁職員の定

員は現在十二万九千九百四十七人、そのうち警備官は七千五百九十八人となつて

おりますが、今回同法第七条に改正を

加え、警備官二千七百三十三人、保安

官並びに警備官以外の一般職員四百七

十二人、計三千二百五十五人を増員しよう

とするのが本案の要旨であります。増

員が必要とするに至りましたのは、警

備官に詰めましては、さきにアメリカ

合衆国より追加貸与を受けることにな

りましたバトロール・フレイグート八隻

分の要員を初めとして、第二幕僚監部

になりました同法律案に対して、日本在

島上署五郎君登壇

○島上署五郎君 私は、ただいま上程

三二七

会見を代表して反対の意を表明せんとするものであります。

ます最初に、外務省設置法の一部を改正する法律案に対して、簡単に反対の理由を述べます。

この改正案は、移民事務を処理するため、現在の機構を拡充して、一挙

に外務省に海外移住局を設置せんとするものであります。御承知のよう

に、今日わが国に移民を許可している國はアルゼンチン、ブラジル、巴拉グアイの三国のみであり、その数も本年度

許可分わずかに六百九十九家族であり、受入れ態勢等の関係で、さしあたり二

百五十家族をブラジルに移民すること

と、若干の呼寄せ移民があるのみで、この程度の事務処理のためにわざ／＼

海外移住局などといふ大げな機構を

つくる必要は、ごく認められないの

であります。政府は近い将来に移民送

出が大幅に増大されると予想しておりますが、吉田内閣がアメリカ一回倒

の外交政策をとり、アジアに背中を向

けていた限り、そしてアメリカ自身

が日本の移民に対して積極的な好意を

示さない限り、近い将来に移民の大幅

増大があるなどということは、とうて

い期待することができないのであります。(拍手)もちろん、われ／＼移民間

題を軽視するものではありませんが、

今日の状態では、せい／＼移民政を移

民課にする程度でも十分であつて、海外移住局などといつて機構の拡

大をする必要はない、将来移民の道が

大きく開けたら、そのときに考えてら

るらしいと存じます。

次に、保安庁法の一部を改正する

法律案に対しまして反対の理由を申し述べます。

この法律案は、フリゲート艦及び大

型上陸支援艇などを今日までアメリカ

から五十二隻借りて、その乗組員や保

安大学の職員等を増員する、そのため

に現在の十一万九千九百四十七人を十

二万三千百五十二人にしようとするも

のであります。政府の説明によります

れば、残りの十六隻を九月中に借り受

ける、また本年度の予算の中から三隻

の艦艇を建造するといふことでありま

して、これらに要する乗組員もまたま

た増員されることは必ずあります。

このようにして増員される海上警備隊

は、単に国内治安を守るという域を脱

して、アメリカで伝えられるように、

日本海軍復活への様相が次第にはつき

りして来ております。

先日、内閣委員会で、木村長官は、

この海上警備隊のこと海軍と口をすべらしてしまいました。自由党委員の注意を受けて、あわてて取消しをいたしましたけれども、この海軍といふ言葉こそ、木村長官の本音ではなずかと私ども思います。(拍手)吉田總理大臣は、保安隊のことを、かつて新國軍の土台であると言いまし  
た。木村長官は、先般九州で、得々として防衛五年計画なるものを語りま

したが、政府はいまだ、保安隊、海上警備隊のことを、国内治安維持のための警察であると言つております。こ

れこそは、からずをさぎだと言ひ張る

よろなものであつて、國民は、やみの再軍備、こまかしの再軍備であると、ひとしくこれを認めておるのであります。

(拍手)われ／＼は、国内治

安を日本人自身の手で守らなければな

らないということは、当然と考えます

が、それには大砲や高射砲や戦車を持

つた軍隊は、どうも必要はないと思ひます。むしろ、このような軍備をつく

るために、莫大な國費を不生産的に使

つて國民生活を不安にするところこそ

が、社会不安を増大する種をまくもの

であると言わざるを得ません。

今や、この保安隊、海上警備隊は、

M.S.A.の援助を受けて、飛躍的に本物

や高射砲を持つ者が反乱を起して富士山に立てこもるなどといふことを

想像することができるでしょうか。

(拍手)もし、そういうことをまじめに

士山に立てこもるなどといふことを

考へている者があるとしたならば、よ

ほど頭がどうかしているといつて笑われます。(拍手)

日本海軍復活への様相が次第にはつき

りして来ております。

先日、内閣委員会で、木村長官は、

この海上警備隊のこと海軍と口をすべらしてしまいました。自由党委員の注意を受けて、あわてて取消しをいたしましたけれども、この海軍といふ言葉こそ、木村長官の本音ではなずかと私ども思います。(拍手)吉田總理大臣は、保安隊の服装、装備で、四百人のアメリカ軍事顧問の訓練、指導を受ければ、アメリカにより訓練され

ます。このことは、よく最近のア

イケル・バー・ガーラの書類をかりて言

ります。このことは、よく最近のア

メリカ軍事顧問の訓練、指導を受

つある、こう言つております。また、ダレスの過ぐる九日アメリカ上院における証言を見てもはつきりしております。アメリカが何と言おうと日本は日

本だ、木村長官はこういふ威勢のよい

答弁をしましましたが、しかし、從来の吉

田内閣のアメリカに対する追随、屈辱

のアメリカ軍事顧問の訓

習留学して、アメリカ軍の中隊長の訓練を受けなければならぬといふ理由が一体どこにありますか。(拍手)保安隊の指揮者になる者が、はる／＼アメリカへ

たまは武力の行使は永久にこれを放棄し、じこうして陸海空軍その他の戰

力はこれを保持しないことを、中外に宣言いたしました。(拍手)保

安法第四条には、わが國の平和と秩

序を維持し、人命及び財産を保護する

ため特別の必要ある場合に行動する部

隊と規定されておるのであります。政

力といふ名のもとに、アメリカの世界政策に利用され、アジアにおける軍事同盟に引きずり込まれる危険がいよいよ増大して参つたのであります。

(拍手)われ／＼は、日本の青年をよそ

の國のための犠牲に提供するような危険を断じて黙過することはできないの

であります。(拍手)

このようない見地から、たゞ三十二

百五人の増員であつても、わが日本社

会党は断じてこれを承認することがで

きないのであります。(拍手)

○謹要(堤原次郎君) 富吉榮二君。

〔富吉榮二君登壇〕

○富吉榮二君 私は、ただいま議題と

なりました保安法の一部を改正する

法律案に対しまして、日本社会党を代

表して反対の意思を表明せんとする

のであります。(拍手)

われ／＼は、世紀の悲劇ともいふべき大東亜戦争の敗戦によりまして、久

しきにわたる帝國主義的な侵略思想が

からずからを解放して、正義と秩序を

基調とする國際平和を誠実に希求し、

國權の発動たる戦争と、武力による威

力といふ名のもとに、アメ





5 前条第五号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、外国法人への出資若しくはその株式の取扱若しくは外国法人への設備等の貸付に関する契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該出資、株式の取得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき限り行うことができる。

6 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受け、ことができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、外国における設備の新設又は拡充に因り同条第六号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められる場合に限り、行うことができる。

7 前条第一号但書及び第四号但書の規定は、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、且つ、日本輸出入銀行による資金の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達するため特に緊要であると認められる場合には、適用しない。

第十九条第一項中「第一項第一号から第五号まで」と第一号から第七号までに改める。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(貸付金の償還期限) 第二十条 第十八条第一号、第三号

若しくは第四号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受け、ことができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、外

国法人への出資若しくはその株式の取扱若しくは外国法人への設備等の貸付に関する契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該出資、株式の取得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき限り行うことができる。

前項に規定する資金の貸付、債務の保証又は手形の割引は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。又は被資等の輸入の契約に基く対価の支払の条件その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であり、又は同項の規定によることが取引の実情に著しく沿わない)認められる場合であつて、本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため特に緊要であると認められるときは、同項の規定にかかるらず、その貸付の償還期限若しくはその保証に係る債務の履行期限が六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合又はその手形の支払期限が六月以内である場合においても行うことができるものとする。

前項の規定による場合の外、第十八条规定第一号又は第四号の規定により割り引いた手形の書換のため

に振り出された手形の割引は、第一項の規定にかかるらず、支払期限が六月以内の手形について行うことができるものとする。

第十八条第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受け、ことができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が六月をこえ五年以内である場合限り、行うことができる。同条第二号又は

前項に規定する資金の貸付、債務の保証又は手形の割引は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。又は被資等の輸入の契約に基く対価の支払の条件その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であり、又は設備等の貸付に係る外國法人の事業の収益の見込又は設備の新設若しくは拡充に係る外國における事業の収益の見込その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であると認められるときは、同項の規定にかかるらず、その貸付の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が十年をこえ十五年以内である場合においても、行うことができるものとする。

前項の規定による場合の外、第十九条第一項中「第一項第一号から第五号まで」と第一号から第七号までに改める。

第十九条第一項中「第一項」を削除する。この法律案は、公布の日から施行する。

附則第九項中「他の法令」を「第二十一条に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律案は、最近における貿易の状況及び日本輸出入銀行の業務運営の経験等に顧みまして、同行の業務の範囲を拡張するとともに、その融資の条件等に改善を加えようとするものでございまして、まず第一に、海外投資のための資金及び海外における生産事業を

正する法律案について申し上げます。

○苦木地英俊君登壇  
〔最終号の附録に掲載〕  
〔苦木地英俊君登壇〕

まず、國の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、三法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

法律案は、國有林野のいわゆる立木の売払いにおいて、それが大量で

代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。こ

の法律案は、國有林野のいわゆる立木の売払いにおいて、それが大量である場合または輸出設備のない奥地林の貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が十年をこえ十五年以内である場合においても、行うことができるものとする。

次に、設備輸出為替損失補償法の一

部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、最近設備を中心とする輸出の振興が一段とその重要性

を加えて参りましたので、政府が輸出業者に対して締結する為替損失補償契約の適用範囲を拡張いたそろとをするものとあります。すなわち、従来の制限を

正する法律案について申し上げます。

次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、最近設備を中心とする輸出の振興が一段とその重要性

を加えて参りましたので、政府が輸出業者に対する認可を受けて外國為替業務を営み得ることといたしたいでございま

るものとあります。

以上の三法律案につきまして審議の結果、去る十日審議を打切り、討論を省略して、ただちに採決に

〔第四十六条第一項中「第一項」を削除する。この法律案は、公布の日から施行する。〕

〔第十九条第一項中「第一項」を削除する。この法律案は、公布の日から施行する。〕

〔第十九条第一項中「第一項」を削除する。この法律案は、公布の日から施行する。〕

た。まず國の所有に属する物品の売渡し代金の納付に関する法律について改定すべきであることを願ひます。

代金の納付に関する法律の一部を改訂する法律案について採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。次に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の兩案を一括採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

簡単でございますが、右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堀尾次郎君) 討論の通告があげられております。順次これを許します。日野吉夫君。

〔日野吉夫君登場〕

○日野吉夫君 現は、日本社会党を代表し、ただいま上程中の、國の所有に属する物品の売渡し代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、次の数点から反対の討論をなさんとするものであります。

本案は、國有林野から输出する樹木の売渡し代金を、從来半年であつたものを二年に改め、一年間の延納を認めようとする改正案であります。(提案の理由は、樹木の現金化に長期間を要する事情によりといふことになつてゐる) そこで、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

〔日野吉夫君登場〕

○日野吉夫君 現は、日本社会党を代表し、たゞいま上程中の、國の所有に属する物品の売渡し代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、随筆といふことになつてゐるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮と、指名と、特亮、いわゆる隨筆といふことになつてゐるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのでありますけれども、本案の持つところの内容は、この隨筆に対するものである。しかも、特亮の資格条件となるものであります。しかも、特亮の資格条件としては、公亮よりも特亮の資格条件とされるのであります。しかしながら、特亮は半額であります。しかも、特亮の資格条件としては、公亮よりも特亮の資格条件とされるのであります。しかし、特亮の資格条件としては、公亮よりも特亮の資格条件とされるのであります。

〔日野吉夫君登場〕

○日野吉夫君 現は、日本社会党を代表し、たゞいま上程中の、國の所有に属する物品の売渡し代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、隨筆といふことになつてゐるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのであります。

〔日野吉夫君登場〕

○日野吉夫君 現は、日本社会党を代表し、たゞいま上程中の、國の所有に属する物品の売渡し代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、隨筆といふことになつてゐるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのであります。

〔日野吉夫君登場〕

○日野吉夫君 現は、日本社会党を代表し、たゞいま上程中の、國の所有に属する物品の売渡し代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、隨筆といふことになつてゐるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安であるから、従つて二割の割引をして販売しているのであります。もしこれがこれら一切を含むならばまだ解がわかるのであります。

きわまる立法を通過せしめて、はたまに得たものと言わなければならぬと思つてあります。

われが國の農林行政の中には、まだまだ保護育成を必要とする、支払いの猶予を必要とする幾多の案件が山積してゐるのである。たとえば、數次にわたる例をとつてみると、北海道のごときは、払下げ代金三十億のうち、その十五億が本法の対象となり、その六割五分がバルブ材であり、坑木代である。もしそれらの諸君の支払いを猶予してやるためにものであるとするならば、他に別途金融の方法等によるべきであつて、本法の改正をもつて少敷の富裕経営者を救済すべきものではないと思うのであります。壳渡しの方法は、公亮と、指名と、特亮、いわゆる隨筆といふことになつてゐるのであります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であり、特亮はさらにそれより一割安である。しかし、公亮より指名は一割安であります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であります。が、その比率を見ますと、公亮が二、指名が二、特亮が六となつていて、公亮より指名は一割安であります。

〔吉田内閣官房長官登場〕

は、選舉のひもがついておる不明朗なこの事実を裏書きするものと言われておりながら、本案の対象とする實質的な弱い開拓農民に対ししてまで、その基礎的な二箇年の返済期間を強要して代耕組立法と断ざせるを得ないのであります。

〔吉田内閣官房長官登場〕

は、選舉のひもがついておる不明朗なこの事実を裏書きするものと言われておりながら、本案の対象とする實質的な弱い開拓農民に対ししてまで、その基礎的な二箇年の返済期間を強要して代耕組立法と断ざせるを得ないのであります。

〔吉田内閣官房長官登場〕

は、選舉のひもがついておる不明朗なこの事実を裏書きするものと言われておりながら、本案の対象とする實質的な弱い開拓農民に対ししてまで、その基礎的な二箇年の返済期間を強要して代耕組立法と断ざせるを得ないのであります。

〔吉田内閣官房長官登場〕

は、選舉のひもがついておる不明朗なこの事実を裏書きするものと言われておりながら、本案の対象とする實質的な弱い開拓農民に対ししてまで、その基礎的な二箇年の返済期間を強要して代耕組立法と断ざせるを得ないのであります。

○**經濟忠義君答覆**　うだいに議題となりましたうちの設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の両法案に対しまして、私は自由党を代表して心から賛意を表するものであります。

**朝鮮の休戦を契機とする国際経済の新しい段階に対処して、わが国自立経済達成のために貿易の振興をはかることは、目下の緊急事ではあることは申すまでもございません。ことに、朝鮮の休戦を契機として、わが国経済は特需依存から脱却し、正常貿易を国をあげて実現に考へなければならぬとき、なかんすぐアラント輸出を中心とする輸出の促進が強く要望せられておりることは当然であります。政府はこの目的のため、貿易振興政策の一環として、輸出市場拡大のためには、輸出農業の原料の輸入に対する、免税、金利の引下げ等の方策を今日とりつづけられます。さらに、これと並行して、今回日本輸出入銀行の業務を改装して、輸出入金融の円滑化をはかるため、設備輸出に対して日本輸出入銀行が融資する期限を最長十年まで延長しようとしたいますことは、きわめて適切な処置であります。反対される理由は微薄もないはずであります。**

また、為替相手契約の期限を十年まで延長することにつきましては、右派社会党から異論があるようでありますけれども、最近ますく強烈となつて参つたところの設備輸出に関する問題には参りません。ことに、米英、ドイツ等の貿易政策を見ますとき、なかんすぐドイツの海外貿易は驚るべき躍進を示しております。たゞこれらが特許出替償契約の期間は言つておらず、金融税の減免等、貿易商社の強化については特別の措置をとるなど、貿易助成の方策が積極的に講ぜられております。従つて、わが国も、競争相手たる諸外国に劣らず有利な支払い条件を提供することが強く要請せられておる現状であります。ことに、世界法規的であつた朝鮮休戦も実現の機運となり、国民にとってまさに喜ばしい平和への希望に直面しておりますが、その半面、特需依存から正常化へと自立経済へ急速に確立することの必要がより強く感されております。

かえりみれば、過去三年にわたる朝鮮動乱に伴う特需等の増大によつて、わが国経済の回復が促進されたことも事実であります。しかししながら、他面、一時の好況によつて、経済自立への努力がかつて専門に付されたことにも、また率直に認めざるを得ないのであります。これがため、今回日本輸出入銀行の設備輸出に対するところの懸念の期間と為替損失補償の契約期間を延長することにつきましては、右派社会党から異論があるようであります。

## （号）外） （号）外）

ますけれども、最近ますく強烈となつて参つたところの設備輸出に関する問題には参りません。ことに、米英、ドイツ等の貿易政策を見ますとき、なかんすぐドイツの海外貿易は驚るべき躍進を示しております。たゞこれら

が四箇月後の今日、早くもこれをくつて、その資金を社会保障施設に利用すべきであるとの考え方もあります。

（拍手）このよきなやうなやうな約束は、右派社会党としての一貫した精神の欠如か、このように定見なく、信念なく、過当化に終始していることを如実にみますから、私は本件に賛成して余すところはありません。

（拍手）このよきなやうな約束は、右派社会党としての一貫した精神の欠如か、このように定見なく、信念なく、過当化に終始していることを如実にみますから、私は本件に賛成して余すところはありません。

（拍手）

が、四箇月後も、早もこれをくつて、その資金を社会保障施設に利用すべきであるとの考え方もあります。

（拍手）このよきなやうな約束は、右派社会党としての一貫した精神の欠如か、このように定見なく、信念なく、過当化に終始していることを如実にみますから、私は本件に賛成して余すところはありません。

（拍手）このよきなやうな約束は、右派社会党としての一貫した精神の欠如か、このように定見なく、信念なく、過当化に終始していることを如実にみますから、私は本件に賛成して余すところはありません。

（拍手）このよきなやうな約束は、右派社会党としての一貫した精神の欠如か、このように定見なく、信念なく、過当化に終始していることを如実にみますから、私は本件に賛成して余すところはありません。

（拍手）

（春日）**忠君答覆** 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題に供せられた日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案並びに設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案に對し反対いたします。

（拍手）この二つの法律は、アラント輸出の特性に何んがなまとして、その振興のため、これに必要な國家融資を行ふことのために制定された法律であります。

（拍手）

うか。しかして、かかる戻税なる融資を行なうことなくしては輸出振興の方途は他にはないというのでありますよ。

かたとえは、輸出入銀行の融資計画

によりますれば、昭和二十一年度にお

いては、年間二百四十億の融資を行な

んとしておるのであります。かりにこ

れを十年期限の貸出しに充當いたしま

して、さらに二十九年度において

も輸出入銀行が年々これとほほ同様の

事業を断続いたしました場合、この融

資金額の累積は数年を出でずして一千

億を越えることは必定であり、しかも

この貸出し高は、本改正による輸出

銀行の要務を維持断続する限りにお

いては、これは恒常的融資殘高となる

であります。しかし、かくのこととき漫

廣大な海外投資は、わが國が直面せる

この行財政の負担をもつてして、将来

はたして国際競争に占居し得るの施策

たり得るであらましよ。

もとより、経済の自立を構成し、そ

の方針を貿易の振興に求めんとするわ

が日本社会党は、輸出の促進に役立た

せるための財政融資の必要性を決し

て否認するものではありません。しか

しながら、国家財政による投融資に

は、おのずからその使命と限界があ

るのであります。いかに輸出振興の

ためとはいへ、この範囲をはずしては

相ならぬのであります。本改正案は、

明らかに、国家財政の直接投融資によ

つて国際競争に勝合せんとする点にお

いて、ときにソーシャル・ダンピングの疑いをはらむものでありまして、よ

つてもたら十国際的影響は甚大であります。さらに、かかる国家資金の活動

は、勢い商業资本の活動力をおのづか

ら退廃せしめる結果となつて、遂にはこれがかえつてわが國貿易の健全なる

発展を阻害する結果に陥ることなし

とせず、私どもはこの点最もおそれ

るものであります。

本改正案によれば、貸付期限を現行

五箇年より十四年とし、さらに特殊の

場合は十五箇年に延長せんとし、その

理由とするところは、英米その他の諸

外国との支払いタームの競争のためと

の趣であります。しかば、本法改

正後、これら競争國が、その強力な經

済力を發揮して対抗し、さらには貸付期

限を十五箇年、二十箇年に延長の業に

出ることは当然起り得ることでありま

すよう。かかる見通しと決意なくし

て、自信のない競争に血道をあげるこ

とにせり合つて、その延べ払い競争

に立ち向うことができるまい

よう。かかる見通しと決意なくし

て、それにせり合つて、その延べ払い競争

に出ることには、かかる見通しと決意なくし

て、それにせり合つて、その延べ払い競争

に出ることは、かかる見通しと決意なくし

て、それにせり合つて、その延べ払い競争

に出ることは、かかる見通しと決意なくし

て、それにせり合つて、その延べ払い競争

に出することは、かかる見通しと決意なくし

ります。また、本法による貸付対象は、汽

車、船舶、鉱山、発電を始めとした

輸出の目的は外貨の取扱にあるのであ

りますが、本法によって輸出された商

品に対する外貨は、その延べ払いの期

間中はわが國へは入金せざるものであ

り、また海外投資に至つては、外貨そ

のものの海外放出を意味するものであ

ります。今やわが國の保有外貨は減少

の一途を辿り、特に本年上半期の貿

易統計によれば、その輸入超過五億六

千ドルをとどまるとき、輸出振興の

ための施設は、この当面の外貨事情に

重きを置いて、これらの結果は慎重

に検討されるべきものと考えるのであり

ます。もとより、わが國がアジア唯一

の工業国として、アジア未開拓地域の

開拓のために負うべき任務は、わが党

の最もこれを重視するところであります

が、しかしながらこのために、世

界銀行、ワシントン輸出入銀行、ボイ

ント、フォア計画、コロンボ計画等、

幾多の世界資本がすでに活動を開始し

てゐる現情勢の渦中にあります。わ

が国の經理のつじつまも合せぬの

で、昔にわたって代金の回収のでき

ません。古来、十年は一昔と申します。およそビジネスは代金の回

収が生命であります。物品を販売し

て、一昔にわたって代金の回収のでき

ません。古来、十年は一昔と申します。およそビジネスは代金の回

収が生命であります。物品を販売し

べきであつて、これに対抗して、乏しきを創いた財政力をみだりに散布す

りましょ。

は、わが國輸出の振興のために、いた

ゞらに窮乏せる國家資金の底をはた

て、これを海外に放出せんとして、また

輸出代金の回収を十年、十五年とい

うことであります。貢うまでもなく、

一方、これは中小企業に均霑する

ところ、ほとんど皆無であります。こ

こが、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

のそりを免れることはできないであ

りましょ。

がことを、端録のものたとの

今や貿易をめぐる國際情勢は大きく

變遷しつつあるのであります。政府

は、わが國輸出の振興のため、いた

ゞらに窮乏せる國家資金の底をはた

て、これを海外に放出せんとして、また

輸出代金の回収を十年、十五年とい

うことであります。貢うまでもなく、

一方、これは中小企業に均霑する

ところ、ほとんど皆無であります。こ

こが、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般産業がひどくその対象となり得る

に、かかる底大なる国家資金をもつ

て輸出振興の策を講ぜんとするなら

ば、すべからく中小企業をも含めた一

般の能力はそれへの技術参加を第一義と

ト切下げのための金利値下げを妨げる

吉田内閣、アメリカに追随し、自立立派の氣氛を失つて滿洲諸國の白眼にさしくむ吉田内閣、朝鮮動乱の勃発といふ關邦人の血肉の犠牲で三ヶ月の長きを経過した吉田内閣、かかる政權の存する限り、經濟の自立はもろん、輸出の振興など、とうてい思いも寄らないものであります。かかる状況下において、ここに輸入銀行法を改正し、慎重な国民の税金を冗長放漫に放出するがときは、あたかも種を撒くの上にまことに似て、決して當を得たものではないと思ひであります。

(拍手)

以上申し述べました幾多の理由により、わが日本社会党は、この両法律の改正案はわが国の当面する国内外の実情に則せず、かえつて輸出の振興を阻害するの危険ありと断じまして、これに強く反対いたすものであります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(堤原次郎君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたしました。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔採成者起立〕

○議長(堤原次郎君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

吉田内閣、アメリカに追随し、自立立派の氣氛を失つて滿洲諸國の白眼にさしくむ吉田内閣、朝鮮動乱の勃発とい

### 第七 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)

第八 東京等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律案(内閣提出)

第九 木船再保險特別会計法案(内閣提出)

第十 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十一 昭和二十八年度における特許道路整備事業特別会計の歳出(内閣提出)

第十二 木船再保險特別会計法案(内閣提出)

第十三 公共團體の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)

第十四 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)

の財源の特例に関する法律案、日程第十一の負担金の納付から適用する。  
十二、漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第十三、印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵省貿公理事内藤友明君。

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵省貿公理事内藤友明君。

社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵省貿公理事内藤友明君。

八年度以後に國が直轄で行う事業についての負担金の納付から適用する。

### 第十三条第二項を削る。

第十四条第一項但書中「第一条第一項」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「第一条第一項」を「第一条第一項」に改め、「第五条第一項」を「第五条」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出)

1 この法律は、公布の日から施行する。

め、木船再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(収入及び歳出)

第三条 この会計においては、再保険料、法第十三条の規定による納付金、法第十六条の規定による一般会計からの歳入金、借入金及び附屬収入をもつてその歳入とする。再保険料の払いもどし金(以下「再保険料の払いもどし金」という)、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。(歳入歳出予定計算書の作成及び損失料の送付)

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損失算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算は、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、積立金に組み入れて整理するものとする。

(余裕金の預託)

第八条 この会計において、支払を現金に余裕があるときは、これに資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第九条 この会計において、再保険料の払いもどし金の額を減額して整理するものとする。

(剰余金の換入)

第十条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをそのまま翌年度に繰り越して使用することとする。

(一時借入金)

第十一条 この会計において、再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(借入金)

第十二条 この会計において、再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払に現金に不足があるときは、この合計の負担において、一時借入金をすることができる。

(実施規定)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務)

第十五条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出する。

2 前項の予算は、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(支出来額額の繰越)

第十二条 この会計において、支払の出納の完結までに支出手帳とならないかたたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(余裕金の預託)

第十三条 この会計において、再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(借入金)

第十四条 この会計において、再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

(一時借入金)

第十五条 この会計において、支払に現金に不足があるときは、この合計の負担において、一時借入金をすることができる。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務)

第十七条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還

に関する事務は、大蔵大臣が行う。

2 木船再保険特別会計案内閣提出

(国債整理基金特別会計への換入)

第一項中「緊要物資輸入基金特別会計」の下に「木船再保険特別会計」を加える。

(最終条の附録に掲載)

保険業法等の一部を改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律

第一項 保険業法(昭和十四年法律第41号)の一部を次のように改正する。

2 第二条第一項中「前条」を「第一

条」に改める。

第十二条第一項中「海上保険事業(船舶又は海上運送)に附随する船舶修理又は陸揚後定期間内に於ける陸上運送(含む)中ノ貨物又は保険ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ當該陸上運送ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保險事業ヲ除ク以下同ジ)の下に「又ハ航空保険事業(航空機、航空機車両又は旅客又は貨物又ハ航空機修理又は修理手当支拂賃料貯留料實任ヲ保険ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ當該航空機修理又は修理手当支拂賃料貯留料實任ヲ保険ノ目的トスル損害保險事業(以下同ジ)」を加え、同条第二号中「海上保険事業」を加える。

2 第十四条第一項中「前二条」を「第十三条规定に改める。

3 第二項の規定による一時借入金

2 運輸大臣は、第一項の規定によると越したときは、大蔵大臣及

び会計検査院に通知しなければならぬ。

3 第二項の規定による一時借入金

2 第二項の規定によると越したときは、当該経費については、財

政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定によ

る予算の配賦があつたものとみなす。

法第六十二号)の一部を次のよう改訂する。

第一項中「緊要物資輸入基金特別会計」の下に「木船再保険特別会計」を加える。

2 木船再保険特別会計案内閣提出

(最終条の附録に掲載)

保険業法等の一部を改正する法律

保険業法等の一部を改正する法律

第一項 保険業法(昭和十四年法律第41号)の一部を次のように改正する。

2 第二条第一項中「前条」を「第一

条」に改める。

第十二条第一項中「海上保険事業(船舶又は海上運送)に附隨する船舶修理又は陸揚後定期間内に於ける陸上運送(含む)中ノ貨物又は保険ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ當該陸上運送ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ當該船舶修理又は修理手当支拂賃料貯留料實任ヲ保険ノ目的トスル損害保險事業(以下同ジ)」を加え、同条第二号中「海上保険事業」を加える。

2 第十四条第一項中「前二条」を「第十三条规定に改める。

3 第二項の規定による一時借入金

2 第二項の規定によると越したときは、当該経費については、財

政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定によ

る予算の配賦があつたものとみなす。

**第十五条规定**、  
二十四条の第二項の規定に拘らず毎決算期、翌月ヨリ九日  
ヲ超エザル期間株主名簿ノ記載を変更ヲ為サザル旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得  
会社ハ商法第二百二十四条の二の規定に拘らず定期總會ノ会日以前九十日ヲ超エザル日ノ内ノ一定ノ日ヨリテ株主名簿ニ記載アル株主又ハ質権者ヲ以テ定期契約会ニ於テ譲渡權ヲ行使シ又ハ配当ヲ受クベキ者ト看做ス旨ヲ定款ヲ以テ定ムルコトヲ得  
第十九条第二項中「十万円」を「三十万円」に改める。  
第八十八条に次の一項を加える。

**第二项** 責任準備金ノ計算三項  
シ必要ナル事項ヘ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
**第二条** 外国保険事業者に関する法律  
(昭和二十四年法律第八十一条)の一部を次のように改正する。  
第一项第四項第五号中「未経過保険料準備金」を「責任準備金」に改め、同条第六項中「及び未経過保険料準備金」を削る。  
第十三条中「又は未経過保険料準備金」を削る。  
第二十一条第一項中「又は未経過保険料準備金」を削る。  
第三十六条第三号中「、未経過保険料準備金」を削る。  
この法律は、公布の日から施行する。

**附 则**

この法律は、公布の日から施行する。  
昭和二十八年度における特定道路整備事業の歳出の財源の特例に關する法律案(内閣提出)に關する告書

〔最終号の附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。  
**昭和二十八年七月四日**  
衆議院議長 河井 鴻八  
參議院議長 桐原 大郎殿  
〔最終号の附録に掲載〕  
保険事業等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕  
漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

本項中「五千万円」を「七千八百万円」に改める。

〔最終号の附録に掲載〕  
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

〔最終号の附録に掲載〕  
印刷局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する告書

昭和二十九年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕  
この法律は、公布の日から施行する。

**附 则**

この法律は、公布の日から施行する。

**印 刷 局 特 別 会 計 法 の 一 部 改 正**  
第一条 印刷局特別会計法(昭和十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

〔最終号の附録に掲載〕  
この法律は、公布の日から施行する。

〔最終号の附録に掲載〕  
この法律は、公布の日から施行する。

〔最終号の附録に掲載〕  
この法律は、公布の日から施行する。

〔最終号の附録に掲載〕  
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。



付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の保険関係における保険額は、中小企業者一人につき、合計一千円(その中小企業者が中小企業等協同組合、調整組合又は調整組合連合会であるときは、三千万円)をこえてはならない。

第六条中「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第七条第一項中「六月」を「二月」に改める。

第八条を次のように改める。

(回収金の納付)

第八条 保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をして後回収した額から弁済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

第九条中「貸付金の回収」を「貸付金に対するもの」とする。

(第三章 指定法人と相手方とする保険) 第二節 指定法人と相手方とするもの

第九条の二第一項中「(給付の受領を含む。)を、借入金の額の下に」(給付の場合は、給付金の額から当該給付に係る契約に基づいて既に払い込んだ掛金の額を控除した残額。次項において同じ。)を加え、同条第二項中「全部又は一部

の弁済を「弁済(給付の場合)は、掛金の払込」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同条第三項中「保険関係が成立する保証をした借入金の額」を「保険関係における保険額」に改める。

第九条の三第一項中「借入金」の下に「(給付の場合)は、給付金」を加え、同条第二項を削る。

第九条の四中「弁済をした借入金を弁済(給付の場合)は、払込。以下同じ。」を「借入金(給付の場合は、給付金の五十%)を「五分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「第五条」を「第四条第一項及び第五条」に改め、同条第三項を削り、「経済扶助額の下に」「(給付の場合は、給付金の額を加え、「百分の五十')を「五分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「第五条」を「第四条第一項及び第五条」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第七条から第九条までの規定は、指定法人と相手方とするものとすると。

第九条の五の次に次の二節を加える。

(保険契約)

第二節 金融機関と相手方とするもの

第九条の六 政府は、会計年度の半期ごとに、金融機関と相手方として、当該金融機関が中小企業金融公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理して中小企業者に対する貸付を行ったときは、当該金融機関が中小

の弁済を「弁済(給付の場合)は、掛金の払込」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同条第三項又は第九条の六第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「又は第九条の二第一項中前二項」を「前項」に、「金融機関又は指定法人」を「商工組合中央金庫」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条第二項中「又は第九条の二第一項を、第九条の二第一項又は第九条の六第一項に改め、同条第二項を削る。

第九条の四中「弁済をした借入金を弁済(給付の場合)は、払込。以下同じ。」を「借入金(給付の場合は、給付金の五十%)を「五分の六十」に改める。

2 前項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をしたことを保険額とし、中小企業者に代つてする借入金の弁済を保険事故とし、保険額に百分の六十乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係における保険額の総額の金融機関を通じる会計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額を二、三の範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項の規定は、第八条(これらの方規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

輸出信用保険法の一部を改正する法律(内閣提出に掲載)

第十一条第一項中「又は第九条の二第一項を、第九条の二第一項又は第九条の六第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項中前二項」を「前項」に、「金融機関又は指定法人」を「商工組合中央金庫」に改め、同条第二項を削る。

附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出に掲載)

輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出に掲載)

2 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

3 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項の規定は、第八条(これらの方規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改める。

輸出信用保険法の一部を改正する法律(内閣提出に掲載)

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項の規定は、第八条(これらの方規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

3 中小企業信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改める。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出に掲載)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出に掲載)

## 第六章 不服の申立(第十五条)

## 第七章 輸出保険審議会(第十六条)

## 第一条(第十九条)

第一条の二第一項中「輸出する契約」の下に「及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約」を加え、同

条第二項中「貨物を輸出するもの」の下に「及び技術を提供するもの」と加える。

第一項中「輸出する契約」の下に「及びその貨物の輸出に伴い技術を提供する契約」を加え、同

条第二項中「貨物を輸出するもの」の下に「及び技術を提供するもの」と加える。

第一条の三を次のように改める。

(輸出保険の種類)

第一条の三「輸出保険は、普通輸出

保険、輸出代金保険、輸出手形保

険、輸出金融保険及び海外廣告保

険とする。」

第一条の六中「再保險若しくは」を

「再保險、輸出手形保険若しくは」に

改める。

第一条の七を次のように改める。

(契約の限度)

第一条の七「政府は、左の各号に掲

げる金額がそれぞれ会計年度ごと

に国会の議決を経た金額をこえな

い範囲内において、輸出保険の保

険契約を締結するものとす。」

第一項第一項を次のように改める。

(輸出保険の保

険契約)

第一条の三「輸出保険は、普通輸出

保険、輸出代金保険、輸出手形保

険、輸出金融保険及び海外廣告保

険とする。」

第一条の六中「再保險若しくは」を

「再保險、輸出手形保険若しくは」に

改める。

第一条の七を次のように改める。

(契約の限度)

第一条の七「政府は、左の各号に掲

げる金額がそれぞれ会計年度ごと

に国会の議決を経た金額をこえな

い範囲内において、輸出保険の保

険契約を締結するものとす。」

第一項第一項を次のように改める。

(輸出保険の保

険契約)

第一条の三「輸出保険は、普通輸出

保険、輸出代金保険、輸出手形保

険、輸出金融保険及び海外廣告保

険とする。」

五 一合計年度内に引き受ける海  
外廣告保険の保険金額の総額  
第三条 普通輸出保険は、輸出者が  
保険契約の締結後生じた左の各号  
の一に該当する事由によつて輸出  
契約に基いて貨物を輸出し、若し  
くは輸出貨物の代金を回収するこ  
とができなくなつたことにより受  
ける損失、輸出貨物について生じ  
た損失を除く。)、輸出者が当該  
損失を受けたことによつて供給契  
約の当事者による政令で定める貨物  
に係る生産者が供給契約に基いて  
当該貨物を引き渡し、若しくは當  
該貨物の代金を回収することができ  
なくなつたことによる受ける損  
失又は輸出者が保険契約の締結後  
生じた左の各号の一に該当する事  
由による航海若しくは航路の変更  
により海上の運賃若しくは保険料  
を新たに負担すべきこととなつた  
ことにより受ける損失を、ん補す  
る輸出保険とする。

一 外国において実施される為替  
取引の制限又は禁止

二 仕向国における戦争、革命又  
は内乱

三 前各号に掲げるものの外、本  
規約を締結するものとす。

二 一合計年度内に引き受ける輸  
出代金保険の保険金額の総額

三 一合計年度に締結する輸出  
手形保険の保険契約に基いて成  
立する保険関係の保険金額の総  
額

四 一合計年度内に締結する輸出  
金保険の保険契約に基いて成  
立する保険関係の保険金額の総  
額

五 外國為替及び外國貿易管理法  
(昭和二十四年法律第二百二十  
八号)による輸出の制限又は禁  
止(同法第五十三条の規定によ  
る禁止を除く。)

第五条第一項を次のように改め  
る。

(輸出保険の保

険契約)

第一条の三「輸出保険は、普通輸出

保険、輸出代金保険、輸出手形保

険、輸出金融保険及び海外廣告保

険とする。」

第一条の六中「再保險若しくは」を

「再保險、輸出手形保険若しくは」に

改める。

(輸出保険の保

五 一合計年度内に引き受ける海  
外廣告保険の保険金額の総額  
第三条 普通輸出保険は、輸出者が  
保険契約の締結後生じた左の各号  
の一に該当する事由によつて輸出  
契約に基いて貨物を輸出し、若し  
くは輸出貨物の代金を回収するこ  
とができなくなつたことにより受  
ける損失、輸出貨物について生じ  
た損失を除く。)、輸出者が当該  
損失を受けたことによつて供給契  
約の当事者による政令で定める貨  
物に係る生産者が供給契約に基いて  
当該貨物を引き渡し、若しくは當  
該貨物の代金を回収することができ  
なくなつたことによる受ける損  
失又は輸出者が保険契約の締結後  
生じた左の各号の一に該当する事  
由による航海若しくは航路の変更  
により海上の運賃若しくは保険料  
を新たに負担すべきこととなつた  
ことにより受ける損失を、ん補す  
る輸出保険とする。

一 輸出貨物の処分その他損失を  
軽減するため必要な処置を講  
じて回収した金額又は回収し得  
べき金額

二 当該事由の発生により支出を  
要しなくなった金額

三 貨物の輸出によって取得すべ  
きであった利益(当該事由の發  
生により輸出することができない  
ことによる貨物に係る部分に限  
る)の額

第五条の二第二項中「政令で定め  
る貨物を輸出し大抵合て、政令で  
定める貨物を輸出し、又は政令で定  
める貨物に伴い技術を提供し  
た場合」に、「輸出貨物の代金」を  
改める。

(輸出保険の保

険契約)

第一条の三「輸出保険は、普通輸出

保険、輸出代金保険、輸出手形保

険、輸出金融保険及び海外廣告保

険とする。」

第一条の六中「再保險若しくは」を

「再保險、輸出手形保険若しくは」に

改める。

(輸出保険の保

険契約)

第一条の三「輸出保険は、普通輸出

保険、輸出代金保険、輸出手形保

険、輸出金融保険及び海外廣告保

五 一合計年度内に引き受ける海  
外廣告保険の保険金額の総額  
第三条 普通輸出保険は、輸出者が  
保険契約の締結後生じた左の各号  
の一に該当する事由によつて輸出  
契約に基いて貨物を輸出し、若し  
くは輸出貨物の代金を回収するこ  
とができなくなつたことにより受  
ける損失、輸出貨物について生じ  
た損失を除く。)、輸出者が当該  
損失を受けたことによつて供給契  
約の当事者による政令で定める貨  
物に係る生産者が供給契約に基いて  
当該貨物を引き渡し、若しくは當  
該貨物の代金を回収することができ  
なくなつたことによる受ける損  
失又は輸出者が保険契約の締結後  
生じた左の各号の一に該当する事  
由による航海若しくは航路の変更  
により海上の運賃若しくは保険料  
を新たに負担すべきこととなつた  
ことにより受ける損失を、ん補す  
る輸出保険とする。

一 輸出貨物の処分その他損失を  
軽減するため必要な処置を講  
じて回収した金額又は回収し得  
べき金額

二 当該事由の発生により支出を  
要しなくなった金額

三 そく補を行つて回収した金  
額

(手形上の権利等)

第五条の十 保険金の支払を受けた  
その半期ごとに、外國為替銀行  
(外國為替及び外國貿易管理法第  
十条第一項の認可を受けた銀行を  
いう。以下同じ。)を相手方とし  
て、輸出手形保険の保険契約を締  
結することができる。

輸出手形保険は、外國為替銀行  
が輸出手形の回収のため振  
り出され、荷為替手形をその振出  
人から買入取つたことを政府に通  
知することにより、その買入につ  
き政府と外國為替銀行との間に、  
なければならぬ。

2 保険金の支払を受けた外国為替銀行は、荷為替手形の満期において支払は、荷為替手形の満期において支払は、荷為替手形につき要求を受けたことは荷為替手形の振出人との間に帰すべき事由がない場合の支払を受けた保険金の額に相当する金額について要求権を行使してはならない。

(回収金の納付)

第五条の十一 保険金の支払を受けた外国為替銀行は、その支払の請求をした後回収した金額(前条第二項に規定する場合に、その権利行使して回収した金額を除く)から荷為替手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第六条第二項中、「又は手形割引により」を「若しくは手形割引により」に改める。

第十一条第一項中、「六箇月」を「一年に改め」「同に限り」を削る。

(附則)

第十一条第一項中、「及び」を「又は」に改める。

第十八条第一項中、「六箇月」を「一年から施行する。

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 輸出保険法(昭和五年法律第六号)は、廃止する。

3 退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

4 輸出信用保険特別会計を「輸出信用保険特別会計」と改めること。

5 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第六十一号)の一

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の二部を

7 第四条第二十三号を次のように改める。

第八条第一項第五号及び第六号

中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

第八条中第十一号及び第十二号

を次のように改める。

十一 輸出保険に關すること。

十二 輸出保険特別会計の經理を行うこと。

第二十五条第一項の表中「輸出

信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四 輸出保険に關すること。

この法律の施行前に保険会社が

一 輸出契約が成立している場合において、輸出手が當該契約に基づいて輸出手べき貨物を輸出手するため、又は生産者が當該貨物を生産し、加工し、若しくは東荷するため必要とする資金を支払うことを輸出手する輸出契約が確実

第五条の十一 保険金の支払を受けた外國為替銀行は、その支払の請求をした後回収した金額(前条第二項に規定する場合に、その権利行使して回収した金額を除く)から荷為替手形の満期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第六条第二項中、「又は手形割引により」を「若しくは手形割引により」に改める。

第十一条第一項中、「六箇月」を「一年に改め」「同に限り」を削る。

(附則)

第十一条第一項中、「及び」を「又は」に改める。

第十八条第一項中、「六箇月」を「一年から施行する。

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 輸出保険法(昭和五年法律第六号)は、廃止する。

3 退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

4 輸出信用保険特別会計を「輸出信用保険特別会計」と改めること。

5 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第六十一号)の一

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の二部を

7 第四条第二十三号を次のように改める。

第八条第一項第五号及び第六号

中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

第八条中第十一号及び第十二号

を次のように改める。

十一 輸出保険に關すること。

この法律の施行前に保険会社が

一 輸出契約が成立している場合

において、輸出手が當該契約に基づいて輸出手べき貨物を輸出手するため、又は生産者が當該貨物を生産し、加工し、若しくは東荷するため必要とする資金を支払うことを輸出手する輸出契約が確実



を乗り込ませなければならぬ。但し、日本船又は日本船舶を所有することができる者が借入(期間より船を保有)をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において省令で定める一定回数以上航海に従事したと海運局長(運輸省設置法、昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九条の海運局の長をいう。が認めるもの(海運局長の認定後二年を経過しない者に限る)が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶  
二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶  
三 前号に掲げるものの外、総トン数三十トン以上の日本船舶

第十四条第一項但書及び第十五条但書を削る。

第三十条中「水先」を「水先の義務」と改める。

別表中留萌水先区の項を次のように改める。

|     |   |
|-----|---|
| 留萌  | 北海道留萌市から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 水先区 | 北海道留萌市から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |

別表中新潟水先区の項を次のよう改める。

| 新潟 | 新潟県新潟港防波堤灯台(北緯三十七度五十七分二十一秒東経百三十九度四十分九秒)を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び信浓川万代橋下流の河川水面 |
|----|--|
|----|--|

別表中佐世保水先区の項を次のように改める。

○開内正一君登壇  
〔開内正一君登壇〕  
水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

○開内正一君　だいま議題となりました鐵道敷設法等の一部を改正する法律案及び水先法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、鐵道敷設法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

鐵道敷設法の別表、すなわち予定鉄道線路につきましては、大正十一年こ

とに新たに十三の線路を追加せられて

いるのであります。

さて、本法案は、七月一日日本委員会

に付託され、同日政府より提案理由

の説明を聽取し、七月十日質疑を行わ

りましたが、その内容は会議録に譲る

ことといたします。

同月討論を省略して採決いたしました

ところ、本法案は起立賛成をもつて

可決されました。本法案は、六月二十二日本委員会に

付託され、二十七日政府より提案理由

の説明を聽取し、七月十日質疑を行わ

りましたが、その内容は会議録に譲る

ことといたします。

この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十一年度から適用する。

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一

部を次のように改正する。

第一項中「年末手当」を「期末手当」に改める。

この法律は、公布の日から施行

し、昭和二十一年度から適用する。

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○謹長(堤康次郎君)　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通

通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(堤康次郎君)　御異議なしと認

めます。よつて両案は委員長報告の通

り可決いたしました。(拍手)

第十八　市町村立学校職員給与負

担法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第十九　教育職員免許法及び教育

職員免許法施行法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかるらず、受験者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかるらず、別表第四の二の定めるところによつて行わなければならぬ。

附則第八項を次のように改める。

10. 簿護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第三項の規定により免許を受けた者は、第五条第三項の規定にかかるらず、その者が同者に対しては、第五条第三項の規定第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

附則第七項を附則第九項とし、附則第二項から附則第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2. 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は専学校、ろう学校若しくは養護学校の中学校若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかる

らず、当該学校又は当該中学校は家庭の教科について中学校の許可に係る教科の教授を担任することができる。

3. 音楽、図画工作、保健体育又は家庭の教科について中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかるらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授を担任する小学教諭又は講師となることができる。

(並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。)において、学生免許者を含むか「を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第一の備考第一号中「大学」(並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。)において、「を削り、学生免許者を含むか「を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第一の備考第一号中「大学」(並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。)において、「を削り、学生免許者を含むか「を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第三を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第三を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第四を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第四を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第四を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第四を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

別表第四を次のように改める。

一の二、この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員

養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させることができる。

二及び第三の場合においても、教諭の免許状を有する者は、当

一の三、この表中「大学」とは、

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

う。(別表第一及び第三の場合においても同様とする。)

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

う。(別表第一及び第三の場合においても同様とする。)

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

う。(別表第一及び第三の場合においても同様とする。)

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

ハ、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同法第三項の規定により免許を受け、且つ、文部大臣の指定する養成機関に半年以上在学するこ

ト。

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

う。(別表第一及び第三の場合においても同様とする。)

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

う。(別表第一及び第三の場合においても同様とする。)

一の二、この表の専門科目に相

当するとして認める他の課程をい

| 被 |   | 所要資格    | 免許状の種類  | 一級普通免許状 |    |
|---|---|---------|---------|---------|----|
| イ | 学士の称号を有すること。  |         |         | 三六      | 四〇 |
| ハ | 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により准看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学すること。     | 一級普通免許状 | 一級普通免許状 | 一〇      | 一一 |
| 一 | 大学又は文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、六十二単位(内二十単位は、體育とする。以上を除く)を修得すること。 | 二級普通免許状 | 二級普通免許状 | 三〇      | 一〇 |
| 二 | 大学又は文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、六十二単位(内二十単位は、體育とする。以上を除く)を修得すること。 | 二級普通免許状 | 二級普通免許状 | 一〇      | 三  |

別表第三

| 被 |   | 所要資格    | 免許状の種類  | 第一欄     |         | 第二欄     |         | 第三欄     |         |
|---|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| イ | 学士の称号を有すること。  |         |         | 一級普通免許状 | 二級普通免許状 | 三級普通免許状 | 四級普通免許状 | 五級普通免許状 | 六級普通免許状 |
| ハ | 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により准看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学すること。     | 一級普通免許状 | 二級普通免許状 | 三級普通免許状 | 四級普通免許状 | 五級普通免許状 | 六級普通免許状 | 七級普通免許状 | 八級普通免許状 |
| 一 | 大学又は文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、六十二単位(内二十単位は、體育とする。以上を除く)を修得すること。 | 二級普通免許状 |
| 二 | 大学又は文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、六十二単位(内二十単位は、體育とする。以上を除く)を修得すること。 | 二級普通免許状 |

別表第四

| 被 |   | 所要資格    | 免許状の種類  | 第一欄     |         | 第二欄     |         | 第三欄     |         |
|---|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| イ | 学士の称号を有すること。  |         |         | 一級普通免許状 | 二級普通免許状 | 三級普通免許状 | 四級普通免許状 | 五級普通免許状 | 六級普通免許状 |
| ハ | 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により准看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学すること。     | 一級普通免許状 | 二級普通免許状 | 三級普通免許状 | 四級普通免許状 | 五級普通免許状 | 六級普通免許状 | 七級普通免許状 | 八級普通免許状 |
| 一 | 大学又は文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、六十二単位(内二十単位は、體育とする。以上を除く)を修得すること。 | 二級普通免許状 |
| 二 | 大学又は文部大臣の指定する養成機関に一年以上在学し、六十二単位(内二十単位は、體育とする。以上を除く)を修得すること。 | 二級普通免許状 |

別表第五

| 高等教育      | 一級普通免許状 | 二級普通免許状 | 二級普通免許状又は二級普通免許状 | 一級普通免許状 | 甲  | 乙 | 三八 |
|-----------|---------|---------|------------------|---------|----|---|----|
| 教諭        | 二級普通免許状 | 二級普通免許状 | 二級普通免許状又は二級普通免許状 | 二級普通免許状 | 甲  | 乙 | 三〇 |
| 假免許状      | 通免許状    | 通免許状    | 通免許状             | 通免許状    | 一八 | 三 |    |
| 免許状又は假免許状 | 免許状     | 免許状     | 免許状              | 免許状     | 一〇 | 三 |    |
| 免許状又は假免許状 | 免許状     | 免許状     | 免許状              | 免許状     | 一〇 | 三 |    |

備考 学力の検定は、第三欄によるものとする。  
別表第五の第三欄中「大学において修得し、又は修得したもの」と認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。  
別表第六を次のように改める。

別表第六

| 第一欄  | 第二欄  | 第三欄  | 第四欄  |
|--|--|--|--|
| 所要資格<br>受けよ<br>うとする<br>免許状の種類  | 基礎資格<br>修業教諭の二級普通免許<br>状を有すること   | 基礎資格<br>修業教諭の二級普通免許<br>状を有すること   | 基礎資格<br>修業教諭の二級普通免許<br>状を有すること   |
| 免許状<br>二级普通<br>免許状   | 免許状<br>二级普通<br>免許状   | 免許状<br>二级普通<br>免許状   | 免許状<br>二级普通<br>免許状   |
| 二級普通<br>免許状を有すること。<br>イ 保健婦助産婦看護婦の免許を受けていること。<br>ロ 高等学校(旧中等学校)による高等女学校、且つ保健婦助産婦看護婦免許による准看護婦の免許を受けたこと。<br>ハ 法第五十一条及び第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条の規定に該当すること。 |
| 三  | 三  | 三  | 一〇   |
| 三  | 一一〇  | 一一〇  | 一一〇  |

者に假免許状を授与については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この假免許状を發与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

二 この表の假免許状の項目第一欄に掲げる基礎資格を有し假免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合には、二級普通免許状に付ける在職年数に関する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低修得単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)  
第二条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第二十号の三の上欄中「明治二十九年法律第六十八号(第三条)」を「昭和二十六年法律第百四十九号(第五条)」に、同表第二十号の五の上欄中「第三条」を「第五条」に、同法第五十一条及び第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条の規定に該当すること。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に大学等、教員養成機関若しくは養護教

備考  
一 この表の假免許状の項目第一欄に掲げる基礎資格を有する者に假免許状の臨時免許状を有すること。

者に假免許状を授与については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この假免許状を發与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

二 この表の假免許状の項目第一欄に掲げる基礎資格を有し假免許状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合には、二級普通免許状に付ける在職年数に関する証明は、要しない。

別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低修得単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)  
第二条 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○坂田道太君(登壇)  
した市町村立学校職員給与負担法の一、部を改正する法律案及び教育職員免許法及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、両法案を一括いたしまして、その内容の要点と審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず初めに、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、御承知の通り、現在の義務教育諸学校教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法の結果適正認められた課程で教育委員会が実行することによらざるものである。第四点は、現職教員の便宜のために、中学校または高等学校の教師免許状を持つている者は、現職教育や教員検定試験によって修得した単位によつても免許の教科をふやすことができるようになります。第五点は、僻遠地などの小規模な中学校、高等学校の教員構成の実情を考慮いたしまして、都道府県が負担し支給されることは、必ずしも免許の教科をふやすことができるようになります。第六点は、

に、国立学校の教育公務員についてが改正せられ、年末手当を期末手当にて改め、同時に勤労手当が加えられましたので、この点を改正するのであります。倫養成機関に在し、又は既にこれを卒業した者については、教育職員免許法第五条別表第一の備考第一号の二並びに同別表第三中 在学年数及び最低修得単位数に関する部分の改正規定にかかるわらず、なお既前の規定を適用する。

次に、教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案第一号の二並びに同別表第三中規定期を改正すると同時に、新たに大学等においても養成得るようになって、准護教諭の職務とその需給状況とを考慮し、また保健婦、助産婦、看護婦の一部が改正されましたので、准護教諭の養成機関において看護婦再教育する従来の方式に関する規定の一部を改正すると同時に、新たに大学等においても養成得るようになります。第二点は、從来の現職教育のほかに、なお教員検定試験によつても上級の免許状を受けるため必要な単位をとることができます。第三点は、大學の教員養成課程は、その適当であるがどうかといふことが非常に教員の素質に關係いたしますので、文部大臣は今後教育職員養成審議会に諮問し、その結果適正認められた課程で教育委員会が実行することによらざるものである。第四点は、現職教員の便宜のために、中学校または高等学校の教師免許状を持つている者は、現職教育や教員検定試験によって修得した単位によつても免許の教科をふやすことができるようになります。第五点は、僻遠地などの小規模な中学校、高等学校の教員構成の実情を考慮いたしまして、都道府県の許可があれば、免許状を持たない教科でも一年以内限り担当することができます。

三五



